

# 世界遺産条約と世界遺産をめぐる動向

宇吹 暁

## はじめに―世界遺産との出会いと世界遺産教育への取り組み

1992年のこと、マスコミ関係者から原爆ドームの世界遺産化についての問い合わせがあった。「世界遺産」という言葉を筆者が聞いたのは、この時がはじめてであった。同年6月30日に日本政府が世界遺産条約を批准し、9月29日に広島市議会が、原爆ドーム世界遺産化の意見書を採択しているの、一部に知られていたはずであるが、それほど大きな話題にはなっていなかったように思う。問い合わせがあった直後、国立国会図書館NDL-OPACをキーワード「世界遺産」で検索したが、結果は、国立国会図書館調査及び立法考査局発行『世界遺産条約』（1991年）と財団法人日本自然保護協会（NACS\_J）発行の『世界遺産条約資料集』（1992年7月31日）の2件のみであった。同じ検索の2007年10月5日現在の結果は717件であるから「世界遺産」という言葉が、ここ15年余りの間に急激に普及したことがわかる。

広島女学院大学では、2001年から「世界遺産教育」に取り組み始めた。同年度にはそれまで日本・アジア・欧米の生活文化史の基礎的な内容を取り上げる科目である「文化史学」で世界遺産を取り上げ、2004年度に開設した「芸術文化史概論」に引き継いだ。また、2005年度からは日本・アジア・欧米の文化史担当で「世界遺産論」という科目を開設した。本稿は、こうした本学での教育実践の概要を要約したものである。

## I 世界遺産条約

### 1. 条約の成立とその後の経緯

世界遺産とは、「ユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録された文化遺産及び自然遺産（普遍的な価値を有する地域や不動産）」のことである。

この条約は、正式名称を「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）」といい、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。1972年11月の第17回ユネスコ総会で採択され1975年12月に発効した。1976年に加盟国の第1回総会を開き世界遺産委員会を選出、1977年に第1回世界遺産委員会開催した。

条約成立の背景には、エジプト・ヌビア遺跡群の救済問題と国連人間環境会議の開催（1972年、ストックホルム）があったことが指摘されている。

日本は1972年にすでに条約に署名はしていたが、加盟したのは1992年のことであり、125番目の加盟国であった。現在（2006年10月現在）では、184カ国が加盟し、このうち141カ国が世界遺産を保有している。

## 2. 条約の概要

世界遺産条約の構成は次の7つの柱からなっている。

- I 文化遺産及び自然遺産の定義（第1～3条）
- II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護（第4～7条）
- III 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（第8～14条）
- IV 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金（第15～18条）
- V 国際的援助の条件及び態様（第19～26条）
- VI 教育事業計画（第27～28条）
- VII 報告（第29条）
- VIII 最終条項（第30～38条）

「I 文化遺産及び自然遺産の定義」では、保護の対象を、「普遍的価値」(outstanding universal value)を有する記念工作物、建造物群、遺跡（文化遺産）(第1条)、自然の地域等（自然遺産）(第2条)としている。

1977年に世界遺産委員会が作成した「世界遺産条約・履行のための作業指針」の中で文化遺産に6件、自然遺産に4件の登録基準が定められ、文化・自然両分野にまたがる基準に該当するものは複合遺産とされた。しかし、2005年2月に改定された「世界遺産条約・履行のための作業指針」では、両分野は統合され基準は10件となり、複合遺産の分類が廃止された。

また、第3条で「前二条に規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である」とあり、他国が推薦することはできないことになる。しかし「エルサレム旧市街とその城壁」の場合はヨルダンにより申請がなされており、おそらく唯一の例外である。

「II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護」では、締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くすこと（第4条）、また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識すること（第6条）としている。

『朝日新聞』2001年4月2日付に掲載された平山郁夫ユネスコ親善大使の「私の視点」の中に、「世界遺産条約は、世界遺産指定地域を非武装とし、絶対に戦闘が行えない聖域としている」とある。この論説はアフガニスタンのバーミヤン遺跡の破壊の危機にあたり、表明された見解であるが、この部分は、第6条3項の「締約国は、他の締約国の領域内に存在する遺産を、直接又は間接に損傷するおそれがある措置を、故意にとらないことを約束する」を指すと考えられる。

「III 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会」では、「世界遺産委員会」（委員国は締約国から選出）の設置、役割、援助の決定方法などを定めている。この部分については、節を改めて紹介する。

「IV 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金」では、ユネスコ分担金の1%を超

えない額である締約国の分担金及び任意拠出金、その他の寄付金等を財源とすること、「遺産」のための「世界遺産基金」の設立（第15条、第16条）を定めている。

日本政府の分担金は2006～2007年の場合6,900,751USドルであった。日本円で約8億円とすると、同程度の予算が、巖島神社の台風18号（2004年9月7日通過）による被害の復旧事業費（7億9000万円）、日光・神橋の修復工事費（1997年より8年間に8億円）、2001～2005年の石見銀山遺跡の町並み保存地区にある熊谷家住宅の保存修理事業費（約8億2900万円）が支出されている。

「V国際的援助の条件及び態様」では、「世界遺産委員会」が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形をとること（第22条）、「VI教育事業計画」では、締約国は、自国民が「遺産」を評価し尊重することを強化するための教育・広報活動に努めること（第27条を定めている）。

「VII報告」では、締約国に、自国の領域内に存在する世界遺産の保全状況などについての報告をユネスコ総会に提出することを求めている（第29条）。これは、世界遺産委員会により書式が定められ、6年ごとに定期報告書が報告されている。

「VIII最終条項」では、この条約を、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成すること（第30条）を定めている。

### 3. 世界遺産委員会(第8条)

条約では、「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会」（以下「世界遺産委員会」という）を設置することを定め、ユネスコ総会と連動して開催される世界遺産条約加盟国会議で21カ国の代表を選出すること、世界遺産委員会の会議には、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター（ローマ・センター、ICCROM）の代表一人、記念物及び遺跡に関する国際会議（ICOMOS）の代表一人及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟（IUCN）の代表一人が、顧問の資格で出席することができるものとしている。

このうちICOMOS（International Council on Monuments and Sites）は、1965年に設立された人類の遺跡や建造物の保存を目的とする非政府国際機関で、世界遺産委員会に推薦された文化遺産について、専門的評価・調査を行うことになっている。この会議が公開しているサイトには、世界遺産の評価の前提として検討されたと思われる運河(1996)、橋梁(1997)、人類起源遺跡(1997)、鉄道(1999)、岩絵（ロックアート）(2002)・(2006)の調査・研究報告が紹介されており有益である。橋梁に関する報告書では、日本の橋としては岩国の錦帯橋が唯一取り上げられている。

([http://www.international.icomos.org/e\\_summary.htm](http://www.international.icomos.org/e_summary.htm) 参照)

#### 4. 世界遺産関係リスト(第 11 条)

条約では、3 種類のリストの作成を定めている。

その一つは、「文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2 に規定する一覧表に記載することが適当であるものの目録 (inventory)」で、締約国に「できる限り」提出することを求めている。

この目録は、一般に「暫定リスト (Tentative List)」と呼ばれており、現在、184 カ国のうち 158 カ国が提出しておりその総計数は 1392 件に及んでいる。申請数の多い国は、イタリア (72 件)、アメリカ (72 件)、中国 (60 件)、フランス (38 件)、メキシコ (34 件)、エジプト (30 件) などである。( <http://whc.unesco.org/en/tentativelists/>参照)

二番目は、前記の目録に基づき世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」の表題の下に作成するもので、「文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表である。

1978 年の第 2 回世界遺産委員会で初めて 12 件の物件が一覧表に登録された。最近の 10 年間では、新規登録数が最も多いのは 2000 年の 61 件で、最少は、2002 年の 9 件であり、2007 年 7 月現在の登録数は 851 件となっている。なお、2007 年までは、登録件数は増え続けるだけであったが、同年はじめてオマーンの世界遺産 1 件が削除された。

登録数の多い国は、イタリア 41、スペイン 40、中国 35、ドイツ 32 件である。各国の暫定リスト数と比較すると、イタリアがいずれも第一位であり、世界遺産に対する強い関心・熱意を寄せていることがわかる。

三番目は、世界遺産委員会が作成する「危険にさらされている世界遺産 (危機遺産) 一覧表」である。記載される物件は、世界遺産一覧表に記載されているものであって、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものとされている。2007 年 7 月現在の記載は 30 件である。

#### 5. 世界遺産条約・履行のための作業指針

条約第 11 条の 5 で、世界遺産委員会が、「文化遺産又は自然遺産を構成する物件」を「世界遺産一覧表および危機遺産一覧表に記載されるための基準(criteria)」を定めることとなっている。「世界遺産条約・履行のための作業指針」(以下「作業指針」と略称)は、この基準として世界遺産委員会が 1977 年に作成したものである。

文化遺産に登録されるためには、「(i) 人間の創造的才能を表す傑作」など 6 つの基準の少なくとも一つに該当し、「真正さの基準 (test of authenticity)」をクリアし「適切な保護措置と管理体制」がとられていることが必要とされた。「真正さの基準」では、「意匠、材料、工法、環境がオリジナルな状態を保っているかどうか」が問われ、「復元は、推測を全く含まず、オリジナルに関する完璧・詳細な文書に基づく場合のみ認められる」、「真正さは、文化遺産の多様性に応じて判断されるべき」とされていた(『月刊文化財』1995 年 2 月号)。自然遺産の場合も同様に、4 つの基準と完全性や原生度および管理体制をクリアすることが必要であった。

また、文化遺産と自然遺産の両者の基準をクリアするものは複合遺産と呼ばれた。この

分類によれば、007年7月現在の登録数851件の内訳は、文化遺産=660件、自然遺産=166件、複合遺産=25件。なお、2005年の「作業指針」の改定で、登録基準の文化・自然の枠を撤廃され、10分類となっている。

「コアゾーン」・「バッファゾーン」という用語は、「真正さ=authenticity」と同様に一般になじみが薄いのが、世界遺産関連の重要な専門用語である。「コアゾーン（核心地域 Core Zone）」は、遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域であるが、「作業指針」の中で、遺産の周囲に遺産保護のための利用制限区域「バッファゾーン（緩衝地帯 Buffer Zone）」を設けることを求めている。

## 6. 世界遺産委員会

「作業指針」では、21カ国からなる世界遺産委員会は、年1回以降の頻度で会合を開催する（6～7月頃）ことが決められている。日本でも1998年に京都市で開催された。最近の開催地は中国・蘇州（2004年）、南アフリカ・ダーバン（2005年）、リトアニア・ヴィルニウス（2006年）、ニュージーランド・クライストチャーチ（2007年）で2008年にはカナダ・ケベックで開催が予定されている。

中国では、蘇州での世界遺産委員会開催（6月28日～7月7日）に合わせ、世界遺産への積極的な取り組みが始まった。世界遺産を取り上げた書物もこの年の前後に多数出版されている。2006年に北京・国家図書館でキーワード「世界遺産」で書名を検索した結果は、次のとおりであった。

1992年=1件、1993年=7件、1994年=4件、1995年=2件、1996年=3件、  
1997年=7件、1998年=13件、1999年=33件、2000年=25件、2001年=38件、  
2002年=59件、2003年=108件、2004年=159件、2005年=80件、2006年=26件

2004年1年だけで159件という大量の本が出版されていることがわかる。この年3月には国家文物局が季刊雑誌『中国文化遺産』を創刊、6月には、『中国世界遺産年鑑2004』世界遺産年報が発刊されている。『年鑑』は、中国国内の世界遺産への取り組みを詳しく紹介しているが、それによれば、北京大学、中国政法大学、浙江大学、中国林業大学、南京大学、同済大学、復旦大学、西北師範大学、中央美術学院で、「世界遺産」に関する教育・研究体制がとられている。

2007年のニュージーランドでは、同国に短期留学した学生の話では、取り立てた動きはなかったとのことであり、国により取り組みに大きな差があることが確認できた。

## 7. 国境を越える遺産

「作業指針」の中に、「特異な資産の登録推薦に係る要件」との項目がある (NO. 134)。ここでは、「特異な資産」として、「国境を越える資産」と「連続性のある資産」をあげ、前者では、「登録推薦書は、できる限り、関係締約国が条約 11.3 条に則り共同で提出すること」を望んでいる。後者には、「ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合」と「異なる締約国の領域にまたがる場合」を想定し、いずれにせよ、「複数年にわたる審査を前提にして推薦書の提出を行うことができる」としている。こうした「特異な資産」のうち、2カ国以上にまたがる遺産が、これまでに文化遺産 9 件、自然遺産 10 件、複合遺産 1 件の計 20 件存在している (2007 年 10 月現在)。内訳は、最も早い例は 1979 年の「アラスカ・カナダ国境地帯の山岳公園群」(自然遺産) で遺産名からもわかるようにアメリカとカナダにまたがっている。同年にポーランドの森林地帯が世界遺産に登録されているが、1992 年にベラルーシ側の部分加わり、一つの世界遺産として登録された。

文化遺産の中には、2005 年に登録された「シュトゥルヴェの三角点アーチ観測地点群」のように 10 カ国 34 地点 (ルウェー王国 4 points、スウェーデン王国 4、フィンランド共和国 6、ロシア連邦 2、エストニア共和国 3、ラトビア共和国 2、リトアニア共和国 3、ベラルーシ共和国 5、モルドバ共和国 1、ウクライナ 4) に散在するものもある。

また、多国にまたがる世界遺産登録の試みとして、中国、カザフスタン・キルギスタン・タジキスタン・ウズベキスタンなどによる「シルクロード」(「Record China」2007 年 6 月 18 日) やフランスが中心に進めている世界 7 カ国計 23 件の「コルビュジェ建築」(「産経新聞」1 月 7 日配信) などがある。

しかし一方では、「作業指針」に示された期待とは異なり、「イグアス国立公園」(アルゼンチンとブラジル) や「高句麗古墳群」(朝鮮民主主義人民共和国と中国) のように、別々に登録しているものもある。韓国の「巨大墓石」が 2000 年に世界遺産登録されたが、これは朝鮮半島全体に散在するものである。いずれ朝鮮民主主義人民共和国のものが加わり一つの世界遺産となることが望まれる。また、国境は、紛争の種あるいは紛争地域となることが多いが、「世界遺産」という新たな枠組みが国境を越える国家間の平和的な共同作業の場として活用されることが期待される。

## 8. 世界遺産委員会による決議採択

2007 年 5 月に石見銀山に対する国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) の評価が「登録延期」であることが明らかになった。これは、「作業指針」(2005 年) で定められている世界遺産委員会による決議の種類(「登録」、「不登録」、「情報照会」、「登録延期」) の一つであるが、こういう取り決めがあることは、この出来事が起きるまでは、ほとんど知られていなかったと思われる。同年 6 月 28 日にニュージーランドで開催された第 31 回世界遺産委員会での石見銀山遺跡の審議でも ICOMOS の担当者が「登録延期」の勧告内容を報告したが、決議権のある委員会では「登録」への異議が出ず「登録」が決まった。しかし、世界遺産委員会のサイトには、「登録延期」の勧告内容を記載した ICOMOS の評価書がそのまま掲載されている。

## 9. 世界遺産エンブレム・記念銘板

「作業指針」（2005年）は、世界遺産エンブレム（紋章）・記念銘板について、それぞれつぎのように述べ、使用および設置を勧めている。

エンブレム（NO.258）＝エンブレムは、文化資産と自然資産が相互に依存していることを象徴している。中央の正方形は人類の創造による象形であり、円は自然を表し、二つが密接に結ばれている。本エンブレムは地球のように丸く、同時に、保護を表すシンボルである。条約の象徴であり、締約国の条約への固い支持を意味し、世界遺産一覧表登録資産を顕彰する。一般市民の条約の知識と結びつき、条約の信用性及び名声の証である。そして何よりも、条約の存在理由である「普遍的価値」の印である。

記念銘板（NO.269）＝資産が世界遺産一覧表に登録された場合は、締約国は、可能な限り、登録を記念する記念銘を設置すること。記念銘は、当該国の国民及び外国からの訪問者に向けて、訪れた資産が国際社会に認定された特別の価値を有することを周知することを目的とする。言い換えれば、当該資産は特別な存在であり、一国のみに留まらず世界全体にとって価値あるものである。しかしながら、これら記念銘は、世界遺産条約について、少なくとも世界遺産の概念と世界遺産一覧表について、一般市民に周知するという役割もあわせ持つ。

世界遺産所有者および世界遺産委員会いずれにとっても、これらの使用・設置は有意義と思われるが、いずれも意外と知られていない。第1図・第2図は、それぞれ原爆ドームと厳島神社に設置されたものであるが、果たしてどれだけの人がこの存在を知っているであろうか。また、使用・設置自体が、地域により大きく異なる。奈良・沖縄では多くの資産で使用・設置されていたが、高野山では確認することができなかった。

図1 原爆ドームの世界遺産エンブレムと記念銘板



図2 厳島神社の世界遺産エンブレムと記念銘板



第3図 厳島神社の記念銘板（世界文化遺産区域と厳島神社社殿配置図）





## II 日本の世界遺産

### 1. 日本の世界遺産の概要

日本の世界遺産が最初に登録されたのは1993年のことである。以後、2007年までに14件が登録された。第1表は、その概要を示したものである。登録基準は、1977年の「作業指針」で示しており、文化遺産11件、自然遺産3件となっている。

第1表 日本の世界遺産

登録年	遺産名	所在地	登録基準	資料No.
1993	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	C(I) (ii) (iv) (vi)、	660
	姫路城	兵庫県	C(I) (iv)	661
	屋久島	鹿児島県	N(ii) (iii)	662
	白神山地	青森県・秋田県	N(ii)、	663
1994	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	C(ii) (iv)	688
1995	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	C(iv) (v)	734
1996	広島平和記念碑（原爆ドーム） 厳島神社	広島県	C(vi)、	775
		広島県	C(I) (ii) (iv) (vi)	776
1998	古都奈良の文化財	奈良県	C(ii) (iii) (iv) (vi)	870
1999	日光の社寺	栃木県	C(I) (iv) (vi)	913
2000	琉球王国のグスク及び関連遺跡群	沖縄県	C(ii) (iii) (vi)	972
2004	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	C(ii) (iii) (iv) (vi)	1142
2005	知床	北海道	N (ii) (iv)	1193
2007	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	C (ii) (iii)	1246

世界遺産条約第1条で文化遺産のうち3つのカテゴリーが挙げられているが、各カテゴリーごとに日本の文化遺産をまとめればつぎのようになる。

記念工作物 monuments = 広島平和記念碑（原爆ドーム）、琉球王国のグスク及び関連遺跡群、

建造物群 groups of buildings = 白川郷・五箇山の合掌造り集落、厳島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺

遺跡 sites（文化的景観はこれに含まれる） = 古都奈良の文化財、琉球王国のグスク及

び関連遺跡群、紀伊山地の霊場と参詣道、石見銀山遺跡とその文化的景観

第1表の「資料 No.」は、世界遺産委員会のホームページ上で各資産に付された番号であり、ICOMOS など世界遺産委員会の顧問が作成した評価書にも使用されている。暫定リスト掲載資産も含む各国から提出された資産の台帳の番号と考えられる。

文化遺産候補の選定は、文化庁が設置した「世界遺産条約の批准に伴い講ずべき施策の在り方に関する調査研究協力者会議」（1992年4月設置）、文化財保護審議会の「世界遺産条約特別委員会」（2000年9月設置）、文化審議会文化財分科会の「世界文化遺産特別委員会」（2006年9月設置）で審議決定してきた。第2表は、世界遺産委員会に提出され、暫定リストに掲載されている資産である。

**第2表 日本の暫定遺産**

遺産（暫定）名	所在地	暫定リスト登録年月日
彦根城	滋賀県	1995年9月1日
古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1995年9月1日
平泉の文化遺産	岩手県	2001年6月4日
小笠原諸島	東京都	2007年1月30日
富岡製糸場と絹産業遺産群－日本産業革命の原点－	群馬県	2007年1月30日
富士山	静岡県・山梨県	2007年1月30日
飛鳥・藤原－古代日本の宮都と遺跡群	奈良県	2007年1月30日
長崎の教会群とキリスト教関連遺産	長崎県	2007年1月30日

## 2. 日本の保護体制

前述のように世界遺産条約では「締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くすこと（第4条）」が定められており、登録のための推薦書で資産の保護に関係のある法的措置や規制措置を詳しく示すことを求めている。日本の法的措置の主なものとして、文化遺産の場合は文化財保護法、自然遺産の場合は林野庁や環境省による国有林・国立公園・自然環境保全地域などの指定が上げられる。

文化財保護法は、1949年（昭和24）の法隆寺金堂壁画焼失を契機に翌1950年に制定公布された。この特色として、1. 議員立法であること、2. 「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、「史蹟名勝天然記念物保存法」など明治以降に日本で生まれていた文化財保護に関する制度を吸収する形で体系付けられたものであり、歴史上または学術上価値あるものは、土地や植物、動物などをも文化財として保護することにしたことなどがあげられる。成立後、何度か改正され、現在では、（1）有形文化財、（2）無形文化財、（3）民俗文化財、（4）記念物、（5）文化的景観（6）伝統的建造物群を柱とした体系になっている。第3表は、日本の世界遺産を、この体系ごとにまとめたものである。

第3表 日本の文化財保護体系ごとの世界遺産のまとめ

文化財保護体系		該当する世界遺産
建造物		法隆寺地域の仏教建造物（以下「法隆寺」）、姫路城、古都京都の文化財（以下「京都」）、厳島神社、古都奈良の文化財（以下「奈良」）、日光の社寺、琉球王国のグスク及び関連遺跡群（以下「琉球王国」）、紀伊山地の霊場と参詣道（以下「紀伊山地」）、石見銀山遺跡とその文化的景観（以下「石見銀山」）。
記念物	史跡	法隆寺、姫路城、京都、白川郷・五箇山の合掌造り集落（以下「白川郷」）、原爆ドーム、厳島神社、奈良、琉球王国、紀伊山地、石見銀山。
	名勝	京都、厳島神社、奈良、日光の社寺、琉球王国、紀伊山地。
	天然記念物	厳島神社、奈良、紀伊山地。
文化的景観		該当なし。
伝統的建造物群		白川郷、石見銀山。
埋蔵文化財包蔵地		法隆寺、京都。

2008年1月1日現在、重要文化財（国宝を含む）である建造物は2,328件、史跡は1,579件、名勝は310件、天然記念物は936件、伝統的建造物群は80地区であり、日本の世界遺産は、こうした多数の文化財の中のほんの一部であることがわかる。なお、文化的景観は、4件存在するが世界遺産にはなっていない。

日本の世界遺産の法的保護体制を紀伊山地・石見銀山を例に紹介すれば次のとおりである。

#### 紀伊山地の霊場と参詣道

文化財保護法に基づき、史跡7件、史跡・名勝1件、名勝1件、名勝・天然記念物1件、天然記念物4件が指定されている。また、国宝4棟、重要文化財23棟の建造物が含まれている。

#### 石見銀山遺跡とその文化的景観

重要文化財＝熊谷家住宅

史跡＝銀山柵内、代官所跡、矢瀧城跡、矢筈城跡石見城跡、宮ノ前、羅漢寺五百羅漢、石見銀山街道鞆ヶ浦道、石見銀山街道温泉津・沖泊道、鞆ヶ浦、沖泊、

重要伝統的建造物群保存地区＝大森銀山、温泉津

また、自然遺産の白神山地と屋久島の法的保護体制は次のとおりである。

白神山地＝全てが国有林。1990年に林野庁が設定した、森林生態系保護地域（保護林）と同一地域。環境庁が平成4年7月に指定した自然環境保全地域は全て含まれる。

屋久島＝森林生態系保護地域（保護林）や国立公園の特別地域

### 3.世界遺産への関心の高まり

1995 年前後から世界遺産への関心の高まりが、さまざまな分野でみられるようになった。1994 年には、12 月から記念切手の分野で世界遺産が 4 回シリーズ（～95 年 11 月）として取り上げられ、姫路城、法隆寺・金堂、屋久島・縄文杉、白神山地が紹介された。また、1996 年からは講談社が『ユネスコ世界遺産』（～98 年、全 13 巻）、『週刊ユネスコ世界遺産』（2000 年 10 月 26 日～2002 年 11 月 14 日（第 100 号 終刊）を発行し、これに、近畿日本ツーリスト（『世界遺産を旅する－地球の記録（全 12 巻）』1997 年～99 年）といった大手ツーリストの出版が続いた。さらに TBS によるテレビ番組「世界遺産」（1996 年 4 月～）も始まった。

2000 年前後には「世界遺産」を巡るツアーが、人気を集めていることを時事通信（2001/07/30 配信）が伝えている。それによれば、エジプトのピラミッド、フランスのモン・サン・ミシェル、ギリシャの古代遺跡群などの観光資源を持つ国々は、もともと人気が高い観光地も多いが、「世界遺産」ブランドの魅力も手伝い、日本からもツアー客が一気に増えたという。また、JTB は、「万里の長城」などを回る「中国世界遺産の旅」などのツアーを発売、日本旅行も世界遺産の人気はこの 1、2 年で急上昇。各種ツアーに組み、パンフレットなどにも利用しているとのことである。2001 年 2 月から切手の世界遺産シリーズ（第 2 次）が始まり、2003 年 3 月までに 11 集が発行された。

2005 年には、NHK 総合で 3 月 31 日から「探検ロマン世界遺産」がスタート、大学では、奈良大学文学部が 2000 年度から、世界遺産コースというカリキュラムを開設していたが、2004 年 4 月に筑波大学大学院修士課程芸術研究科「世界遺産専攻」が発足、2006 年 4 月には博士課程「世界文化遺産学専攻」が開設された。広島でも、2005 年に、広島大学大学院が「世界遺産厳島－内海の文化プロジェクト研究センター」を発足させ、同年 10 月～12 月に、広島大学テレビセミナー「厳島に学ぶ」を開催するなどの取り組みを始めた。また、2007 年 4 月には「日本で初めてすべての授業をインターネットにより行う正規の 4 年制大学・日本サイバー大学が IT 総合学部とともに世界遺産学部を立ち上げた。このほかに、確認できるだけでも、広島の大学による社会向けの講座として、鈴峯女子短期大学（教育ネットワーク中国連携事業「世界文化遺産宮島の魅力を語る」2006 年 8 月～9 月、全 5 回、2007 年 8 月～9 月、全 9 回）、県立広島大学（現代 GP 公開講演会「世界遺産教育の課題」2007 年 3 月 27 日）が開催されている。現在流行している「検定もの」の一つとして世界遺産アカデミーによる「世界遺産検定」（2006 年 6 月 18 日）も始まった。

#### 4. 日本の世界遺産の情報

大学の講義で世界遺産を取り上げ始めた 2001 年当時、日本語の文献では、日本ユネスコ協会連盟編『ユネスコ世界遺産年報』が役立った。ユネスコの世界遺産委員会のサイト<<http://whc.unesco.org/>>で、すべての世界遺産が紹介されていた。文化遺産の場合、ここで ICOMOS の評価書が閲覧できた。広島平和記念碑（原爆ドーム）の場合<<http://whc.unesco.org/en/list/775>>、「品質の評価」の中で「ドームは、それ自体何ら美的あるいは建築学的意味はない。その最も重要な意義は、それが説明している事柄にある。物言わぬ遺跡は、一つには人類破滅の象徴となり、他方では原爆の炸裂がもたらした世界

恒久平和を念願するメッセージを伝えている」と記してあった。「ドームは、それ自体何ら美的あるいは建築学的意味はない」という評価に出会ったのは初めてであったので、ヒロシマの問題を他者の視点で検討する機会となった。しかし、英文であり気楽に利用するというわけにはいかなかった。

日本政府が世界遺産委員会に提出した推薦書は、広島県などのホームページでその一部分は知ることが出来たが、全文は紹介されていなかった。これが、2006年ごろに文化庁のサイト「文化遺産オンライン」に全文が掲載された。こうして、現在では、日本の世界遺産に関する限り、日本政府の推薦書とICOMOSの評価書という基本資料を簡単に閲覧することが可能となっている。また、このサイトで『世界遺産条約履行のための作業指針』の日本語訳が公開されている。これにより、世界遺産の仕組みを知ることができるようになった。

## 5. 負の遺産：原爆ドーム

原爆ドームは、ゴレ島（1978年、セネガル）、アウシュビッツ・ビルケナウ・ナチス・ドイツの強制・絶滅収容所（1940～45年）（1979年、ポーランド）、バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群（2003年、アフガニスタン）などとともに「負の遺産」と呼ばれることがある。しかし、世界遺産委員会の定義の中に「負の遺産」があるわけではなく、その内容はあいまいである。原爆ドームを今後二度とあってはならない核被害のシンボルと考えれば奴隷貿易の遺跡である「ゴレ島」、「アウシュビッツ・ビルケナウ・ナチス・ドイツの強制・絶滅収容所」と同じカテゴリーに入れることが可能である。

確かに原爆ドームは、被爆直後から広島を訪れる人々の関心を惹きつけ、被爆の実相を伝える大きな役割を担ってきた。しかし、広島県や広島市当局は、66年に全国的な保存運動が展開されるまで、その保存に積極的ではなかった。また、文化庁は、当初、世界遺産化について、「文化財保護法の保護を受けていないので世界遺産に推薦する要件を備えていない。また、文化財に指定するには歴史が浅すぎる」という見解を示していた。しかし、地域をあげての運動や全国的な世論の高まりを受け、基準を「第2次世界大戦終結頃まで」と時代を下げる改正を行い、史跡に指定したのであった。1990年代には国内で戦争遺跡に対する関心が高まっていた。原爆ドームの史跡指定はこうした戦争遺跡の史跡指定に波及することが考えられる。

広島市が2004年に設置した「平和記念施設あり方懇談会」の中で、原爆ドームが、釈尊誕生の地ルンビニ（平山郁夫委員）、ギリシア・ローマの遺跡（飯田喜四郎委員）、エルサレムの嘆きの壁（山折哲雄委員）、サンチアゴ・デ・コンスポテラ（横山禎徳委員）などとの比較で論じられているが、これは、原爆ドームの世界遺産化に伴い、原爆被害を世界の歴史の中にどう位置づけるのかの検討が始まったことを示すものであろう。

世界遺産登録から10年後の2006年7月、広島平和記念資料館が第2次世界大戦後の建築物としては初めて国の重要文化財に指定、さらに2007年2月には、平和記念公園が国の名勝に指定された。こうした動きに、広島の過去の出来事を、核被害としてのみでなく、平和希求や戦後復興のシンボルとして記憶していこうとする意図を読み取ることができよう。

## おわりに

広島女学院では、教員だけでなく学部生・院生の中にも世界遺産に取り組むものが現れている。卒業論文や修士論文のテーマとしたものを年度別に示せば次のとおりである。

(2003年度) 卒業論文「世界遺産の発展の方向性—シルクロードの文化遺産登録を通じて」、修士論文「長白山の世界遺産登録に向けて—中国の世界遺産と観光をめぐる考察」

(2004年度) 卒業論文「世界遺産現象」、修士論文「中国の古典園林—蘇州園林」

(2005年度) 修士論文「中国の観光事業政策—SARS・世界遺産・オリンピック・万博をめぐる動向を中心に—」

(2006年度) 卒業論文「世界遺産にあらわれるキリスト教文化」、「厳島神社—その歴史と世界遺産化—」、修士論文「日本の世界遺産をめぐる現状と変容—定期報告システムを手がかりとして—」、「泰山に関する研究—世界遺産としての価値及びその管理体制—」

筆者のゼミでは2001年秋から毎年、紅葉狩りを兼ねて11月中旬に宮島調査を実施している。2004年9月の台風18号が厳島神社にもたらした被害と復旧作業は、この調査でつぶさに観察することができた。2006年には学生の有志と沖縄(9月12日～9月14日)、韓国(3月22日～27日)、中国(8月30日～9月3日)など県外・海外の世界遺産調査を実施した。沖縄・韓国では、同県・同国内に散在する世界遺産を一気に訪れることにより各遺産の取り組みの共通性と差異を知ることができた。中国で訪問することができたのは、北京市内およびその近郊の世界遺産だけであったが、2008年北京オリンピックに向けた世界遺産の整備過程を観察することができた。

また、これらの調査の成果をもとに学内外でつぎのような展覧会を開いた。

2005年1月16日～28日 世界遺産グッズ展

2006年11月18日～12月9日 厳島神社・原爆ドーム世界遺産登録10周年  
世界遺産展—日本・中国・韓国で歩き集めた『モノ』たち—

2007年3月24日 展示と講演「日本・大韓民国の世界遺産見聞録」(牛田公民館)

2007年10月13日～24日 世界遺産展—見・聞・歩・調・伝—

広島は世界遺産に縁が深い。現在のところ県内に複数の世界遺産を持つのは奈良県と広島県のみである。世界文化遺産に関するユネスコ事務局長特別顧問(1995年10月)、日本ユネスコ国内委員会会長(1999年12月)などを歴任し、世界遺産について積極的に発言・行動している平山郁夫氏は県内出身者であり、原爆体験者である。

世界遺産は、文化財保護だけでなく環境問題、国際政治などさまざまな面から取り上げ

る必要がある。奈良の大学や研究機関は文化財保存で世界遺産体制に貢献してきた。広島県内のいくつかの大学は厳島を中心に世界遺産研究・教育に取り組んでいる。原爆ドームのある広島では、国際平和への貢献が期待されている。また、世界遺産にはキリスト教関連の物件が多い。キリスト教主義の大学であり、平和教育に熱心に取り組んできた広島女学院大学に世界遺産教育・研究が根付き発展することを念願している。